



佐賀県公報

平成16年
7月20日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規 則

◎知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(四九・情報・業務改革課) 一

教育委員会事項

◎佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(規則・一四) 四

選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・三八) 四

人事委員会事項

◎佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(規則・二四) 五

地方労働委員会事項

◎佐賀県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・二二) 五

収用委員会事項

◎佐賀県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・一一) 五

海区漁業調整委員会事項

◎佐賀県有明海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(佐賀県有明海区漁業調整委員会告示・一) 六

◎松浦海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(松浦海区漁業調整委員会告示・一) 六

内水面漁場管理委員会事項

◎佐賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・一) 六

議会事項

◎佐賀県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・四) 七

監査委員事項

◎佐賀県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(告示・三) 七

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(規程・三) 七

公布された規則のあらまし

◎知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(規則第四九号)

第四九号

1 知事等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法等により行うために必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 電子情報処理組織による申請等(第三条関係)

(1) 申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項等を、申請者の使用に係る電子計算機から入力して、知事が指定する電子計算機に記録することにより行わなければならないこととした。

(2) 申請等を行う者は、知事が別に定める申請等について、電子署名を行い、電子証明書をこれと併せて送信しなければならないこととした。

(3) 申請等を行う者は、添付書面等に代わる添付ファイルを申請者の使用に

係る電子計算機から知事が指定する電子計算機に記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならないこととした。

(4) 同一内容の書面等を複数必要とする申請等について、(1)の申請が行われたときは、必要な数の書面等が提出されたこととみなすこととした。

(5) 添付書面等について、知事の定めるところにより省略できることとした。

3 電子情報処理組織による処分通知等を行うときは、書面等により行うときに記載すべきとされている事項を知事の使用に係る電子計算機に記録することとし、必要に応じて電子署名を行うこととした。(第四条関係)

4 電磁的記録による縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法等によることとした。(第五条関係)

5 電磁的記録の作成等を行うときは、電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスク等に記録する方法によることとした。(第六条関係)

6 書面等により行うときに必要とされる署名等に代わる氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(電子証明書が送信又は記録されるものに限る。)等によることとした。(第七条関係)

7 知事は、電子情報処理組織による手続等について、インターネット等の方法により公表することとした。(第八条関係)

8 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第四十九号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

規則

(趣旨)

第一条 この規則は、知事等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号。以下「情報通信技術利用条例」という。)で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 知事等 知事若しくは知事に置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ハ イ及びロに規定するもののほか、申請等を行う者又は知事等が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録であつて知事が定めるもの

(電子情報処理組織による申請等)

第三条

情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、知事の定めるところにより、知事の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて知事が定める技術的基準に適合するもの（第四項において「技術的基準に適合する電子計算機」という。）から入力して、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、知事が定めるところにより、申請等を行う者の氏名又は名称、使用しようとする識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、知事が別に定める申請等については、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 第一項の規定により申請等を行う者は、知事の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）に代わる添付ファイルを技術的基準に適合する電子計算機から送信するとともに、同項の知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該添付書面等を提出しなければならない。

5 知事等は、前項の規定により記録された添付ファイルの判読が不可能なときは、入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

6 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

7 知事は、第一項の規定により申請等が行われるときは、他の条例等（条例を除く。）の規定による添付書面等について、別に定めるところにより、その提出を省略させることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

4 知事等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。この場合において、知事等は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて記録するものとする。

2 知事等は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合で、当該処分通知等を受けなければならない者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときは、当該処分通知等を書面等により行うものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

5 知事等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

6 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録する方法（これに準ずる方法で一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第三条第二項に規定する識別符号及び暗証符号とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った知事等を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。

(電子情報処理組織による手続等の公表)

第八条 知事は、知事等がこの規則の規定により電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行うこととする手続等について、あらかじめ、当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに当該使用を開始する日をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 教育委員会事項

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠 二 郎

●佐賀県教育委員会規則第十四号

佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)の規定に基づく佐賀県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第三十八号

佐賀県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

佐賀県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)の規定に基づく佐賀県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○ 人事委員会事項

佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十四号

佐賀県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規則

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年
佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく佐賀県人事委員会に係る行政手続等
における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情
報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の規定
の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 地方労働委員会事項

●佐賀県地方労働委員会告示第二号

佐賀県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関
する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県地方労働委員会

会 長 安 藤 高 行

佐賀県地方労働委員会に係る行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年
佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく佐賀県地方労働委員会に係る行政手続
等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の
規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 収用委員会事項

●佐賀県収用委員会告示第一号

佐賀県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県収用委員会

会 長 日 野 和 也

佐賀県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年
佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく佐賀県収用委員会に係る行政手続等
における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情
報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の規定
の例による。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○ 海区漁業調整委員会事項

●佐賀県有明海区漁業調整委員会告示第一号

佐賀県有明海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会 長 山 崎 龍 馬

佐賀県有明海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく佐賀県有明海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●松浦海区漁業調整委員会告示第一号

松浦海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

松浦海区漁業調整委員会

会 長 渡 邊 松 吉

松浦海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく松浦海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 内水面漁場管理委員会事項

●佐賀県内水面漁場管理委員会告示第一号

佐賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会 長 内 川 和 美

佐賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年佐賀県条例第二十八号）の規定に基づく佐賀県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年佐賀県規則第四十九号）の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 議会事項

●佐賀県議会告示第四号

佐賀県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県議会議長 篠 塚 周 城

佐賀県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)の規定に基づく佐賀県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 監査委員事項

●佐賀県監査委員告示第三号

佐賀県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県代表監査委員 中 村 孝

佐賀県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)の規定に基づく佐賀県監査委員に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 東部工業用水道事項

●佐賀県東部工業用水道規程第三号

佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年七月二十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年佐賀県条例第二十八号)の規定に基づく佐賀県東部工業用水道に係る行政手続等における情報通信の技術の利用については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年佐賀県規則第四十九号)の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年七月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)